

第 25 号

令和 7 年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

令和 7 年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,212,477 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		2,005,001
	1 使用料	2,005,001
2 県支出金		1,399,009
	1 県補助金	1,399,009
3 財産収入		2,553,929
	1 財産運用収入	2,203,276
	2 財産売払収入	350,653
4 寄附金		6,001
	1 寄附金	6,001
5 繰入金		109,224
	1 一般会計繰入金	109,224
6 繰越金		18,272

	1 繰越金	18,272
7 諸収入		3,528
	1 受託事業収入	560
	2 延滞金、加算金及び 過料	1
	3 雑収入	2,967
8 県債		1,117,513
	1 県債	1,117,513
歳入合計		7,212,477

歲 出

款	項	金 額
1 管 理 費		789,026
	1 管 理 費	789,026
2 事 業 費		3,027,490
	1 事 業 費	3,027,490
3 交 付 金		2,178,921
	1 交 付 金	2,178,921
4 公 債 費		1,216,040
	1 公 債 費	1,216,040
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出	合 計	7,212,477

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県造林事業について請負契約を締結すること。	令和 8 年度	28,000 千円

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道費	575,000	普通貸借又は 普通債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林道災害復旧費	29,000	同上	同上	同上
借換債	513,513	同上	同上	同上
計	1,117,513			

第 26 号

令和 7 年度山梨県災害救助基金特別会計予算

令和 7 年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 272,939 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 26 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		81,574
	1 国庫負担金	81,574
2 財産収入		415
	1 財産運用収入	415
3 繰入金		109,950
	1 繰入金	109,950
4 県債		81,000
	1 県債	81,000
歳入	合計	272,939

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		272,939
	1 災 害 救 助 費	272,939
歳 出 合 計		272,939

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

第 27 号

令和 7 年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 7 年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 210,019千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		30,056
	1 繰入金	30,056
2 繰越金		138,074
	1 繰越金	138,074
3 諸収入		41,889
	1 貸付金元利収入	41,883
	2 雑収入	6
歳入合計		210,019

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費		142,176
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	142,176
2 公 債 費		38,573
	1 公 債 費	38,573
3 繰 出 金		29,270
	1 一 般 会 計 繰 出 金	29,270
歳 出	合 計	210,019

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 母子父子寡婦 福祉費	1 母子父子寡婦 福祉費	母子福祉資金貸付金事務費	19,678
		父子福祉資金貸付金事務費	4,217
		寡婦福祉資金貸付金事務費	4,217

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度に母子父子寡婦福祉資金について貸付けを決定すること。	令和8年度から令和12年度まで	91,476 千円

第 28 号

令和 7 年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

令和 7 年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,953,089 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		450,504
	1 繰越金	450,504
2 諸収入		852,585
	1 貸付金償還金	852,585
3 県債		650,000
	1 県債	650,000
歳入合計		1,953,089

歲 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化 資金貸付金		1,953,089
	1 中小企業近代化 資金貸付金	1,953,089
歲 出 合 計		1,953,089

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
<p>公益財団法人やまなし産業支援機構が、令和7年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。</p>	<p>令和7年度から 令和17年度まで</p>	<p>借入元本 500,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の45%以内（リースにあっては50%以内）</p>

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等 設備導入資金貸付金	650,000	普通貸借	0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融資条件による。
計	650,000			

第 29 号

令和 7 年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

令和 7 年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,000,358 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 29 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		800,000
	1 繰入金	800,000
2 繰越金		311,414
	1 繰越金	311,414
3 諸収入		888,944
	1 貸付金元利収入	888,944
歳入	合計	2,000,358

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		2,000,358
	1 資 金 貸 付 金	2,000,358
歳 出 合 計		2,000,358

第 30 号

令和 7 年度山梨県県税証紙特別会計予算

令和 7 年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,034,915 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入		1,034,914
	1 県税証紙収入	1,034,914
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		1,034,915

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		1,034,915
	1 一 般 会 計 繰 出 金	1,034,915
歳 出 合 計		1,034,915

第 31 号

令和 7 年度山梨県集中管理特別会計予算

令和 7 年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 106,976,932 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		60,103
	1 使用料	60,103
2 繰入金		27,145
	1 繰入金	27,145
3 諸収入		106,889,684
	1 振替収入	106,889,684
歳入	合計	106,976,932

歳 出

款	項	金 額
1 自動車管理費		24,314
	1 自動車管理費	24,314
2 給与管理費		106,839,655
	1 給与管理費	106,839,655
3 通信管理費		92,784
	1 通信管理費	92,784
4 車両燃料管理費		20,179
	1 車両燃料管理費	20,179
歳 出	合 計	106,976,932

第 32 号

令和 7 年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和 7 年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 89,812 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 32 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,544
	1 繰入金	1,544
2 繰越金		54,745
	1 繰越金	54,745
3 諸収入		27,773
	1 貸付金償還金	27,771
	2 雑入	2
4 県債		5,750
	1 県債	5,750
歳入合計		89,812

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金貸付金		72,548
	1 資金貸付金	72,548
2 木材産業等高度化 推進資金貸付金		17,264
	1 資金貸付金	17,264
歳 出	合 計	89,812

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木材産業等高度化 推進資金貸付金	5,750	普通貸借	1.0%以内	独立行政法人農林漁業信用基金の定める融資条件による。
計	5,750			

第 33 号

令和 7 年度山梨県公債管理特別会計予算

令和 7 年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 112,193,270 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 33 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入		321,753
	1 財産運用収入	321,753
2 繰入金		76,849,132
	1 一般会計繰入金	70,055,220
	2 基金繰入金	6,793,912
3 県債		35,022,385
	1 県債	35,022,385
歳入合計		112,193,270

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		111,871,517
	1 公 債 費	111,871,517
2 諸 支 出 金		321,753
	1 県債管理基金積立金	321,753
歳 出 合 計		112,193,270

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	35,022,385	普通貸借又は 普通債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	35,022,385			

第 34 号

令和 7 年度山梨県国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度山梨県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 73,856,675 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		48,718,818
	1 負担金	48,718,818
2 国庫支出金		20,301,525
	1 国庫負担金	14,835,263
	2 国庫補助金	5,466,262
3 財産収入		2,262
	1 財産運用収入	2,262
4 繰入金		4,834,070
	1 一般会計繰入金	4,645,174
	2 基金繰入金	188,896
歳入合計		73,856,675

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		53,534
	1 総 務 管 理 費	53,294
	2 国民健康保険運営 協 議 会 費	240
2 保 険 給 付 費 等 金 交 付		58,275,039
	1 保険給付費等交付金	58,275,039
3 介 護 納 付 金		3,881,391
	1 介 護 納 付 金	3,881,391
4 前 期 高 齡 者 納 付 金		12,548
	1 前 期 高 齡 者 納 付 金	12,548
5 後 期 高 齡 者 支 援 金		11,425,612
	1 後 期 高 齡 者 支 援 金	11,425,612
6 病 床 転 換 支 援 金		6

	1 病床轉換支援金	6
7 共同事業拠出金		194,818
	1 共同事業拠出金	194,818
8 保健事業費		11,465
	1 保健事業費	11,465
9 諸支出金		2,262
	1 国民健康保険財政安定化基金積立金	2,262
歳 出 合 計		73,856,675